

亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第15号

亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年亀山市規則第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 総則（第1条・第2条）」を「第1章 総則（第1条の2 建築物エネルギー消費性能適合性判定等（第2条の2－第2条の6）」に改める。

第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2 建築物エネルギー消費性能適合性判定等
（市長が定める図書）

第2条の2 省令第1条第1項の市長が必要と認める図書は、別表第1の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

2 省令第1条第1項の表の（い）項に掲げる付近見取図は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条に規定する都市施設が記載されている縮尺2500分の1程度の図面とする。

3 省令第1条第3項の市長が不要と認める図書は、別表第1の2の表の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

（軽微な変更該当証明の交付申請）

第2条の3 省令第11条の規定により軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める者は、軽微変更該当証明申請書（様式第1号）の正本及び副本に、それぞれ省令第1条第1項に

規定する図書（変更に係る部分に限る。）を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による軽微変更該当証明の申請を受けた場合において、省令第3条に規定する軽微な変更該当していることを認める場合は、軽微変更該当証明書（様式第1号の2）を交付するものとする。

（取下げ）

第2条の4 法第12条第1項又は第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出若しくは省令第11条の規定により軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める申請を行った者が、当該提出又は申請に係る処分があるまでの間に当該提出又は申請を取り下げようとするときは、取下げ届（様式第1号の3）により、正本1通及び副本1通を市長に提出しなければならない。

（記載事項等の変更）

第2条の5 建築主は、省令第4条第1項第1号の規定による適合判定通知書又は第2条の3第2項の規定による軽微変更該当証明書の交付を受けた建築物の工事が完了する前に、建築主の住所又は氏名若しくは名称等を変更したときは記載事項等変更届（様式第1号の4）により市長に届け出なければならない。

第2条の6 前3条の規定は、市長が法第15条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わせることとした登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る判定の業務には適用しない。

第3条の見出しを「（届出書に添付する図書）」に改め、同条中「第12条第1項」を「第12条第1項の表の（い）項」に、「第13条の2第3項に規定する」を「省令第13条の2第3項の表に掲げる」に改め、「（昭和43年法律第100号）」を削る。

第4条中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第1項各号」を「

第 3 5 条第 1 項各号」に改める。

第 5 条第 1 項中「別表第 1」を「別表第 1 の 3 の表」に改め、同条第 3 項中「に規定する」を「の」に改める。

第 6 条中「様式第 1 号」を「様式第 1 号の 5」に改める。

第 7 条中「第 3 1 条第 1 項」を「第 3 6 条第 1 項」に改める。

第 8 条中「第 2 9 条第 1 項」を「第 3 4 条第 1 項」に、「第 3 1 条第 1 項」を「第 3 6 条第 1 項」に改める。

第 1 0 条中「第 2 9 条第 1 項」を「第 3 4 条第 1 項」に、「第 3 1 条第 1 項」を「第 3 6 条第 1 項」に、「第 3 0 条第 1 項各号」を「第 3 5 条第 1 項各号」に改める。

第 1 1 条中「第 3 3 条」を「第 3 8 条」に改める。

第 1 2 条中「第 3 4 条」を「第 3 9 条」に改める。

第 1 3 条中「第 3 6 条第 1 項」を「第 4 1 条第 1 項」に、「第 2 条第 3 号」を「第 2 条第 1 項第 3 号」に改める。

第 1 4 条第 3 項中「に規定する」を「の」に改める。

第 1 5 条及び第 1 6 条中「第 3 6 条第 1 項」を「第 4 1 条第 1 項」に改める。

第 1 7 条中「第 3 7 条」を「第 4 2 条」に改める。

別表第 1 中「第 3 0 条第 1 項各号」を「第 3 5 条第 1 項各号」に、

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る住宅が、住宅品質確保法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合（法第 3 0 条第 1 項第 1 号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）	設計住宅性能評価書の写し
---	--------------

を

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る住宅が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号。以下「住宅品質	設計住宅性能評価書の写し
--	--------------

確保法」という。) 第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合 (法第 3 5 条第 1 項第 1 号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。)		に、
B E L S に基づく評価書の交付を受けた場合 (法第 3 5 条第 1 項第 1 号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。)	B E L S に基づく評価書の写し	」

「第 3 0 条第 2 項」を「第 3 5 条第 2 項」に、「第 3 1 条第 2 項」を「第 3 6 条第 2 項」に改め、同表を別表第 1 の 3 とし、同表の前に次の 2 表を加える。

別表第 1 (第 2 条の 2 関係)

区分	図書の種類
建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物に住戸が含まれる場合であって、当該建築物が一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度 (以下「B E L S」という。) に基づく評価書の交付を受けた場合 (建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準に適合した評価を受けたものに限る。)	B E L S に基づく評価書の写し

別表第 1 の 2 (第 2 条の 2 関係)

区分	図書の種類
別表第 1 の表の図書の種類の欄に掲げる B E L S に基づく評価書の写しを添付する場合	省令第 1 条第 1 項の表の (い) 項に掲げる各種計算書 (B E L S に基づく評価書で評価を受けた住宅部分に限る。)

別表第 3 中「第 3 0 条第 1 項」を「第 3 5 条第 1 項」に改め、申請に係る建築物が、住宅品質確保法第 6 条第 3 項に規定する建設住

宅性能評価書の交付を受けた場合（建築物エネルギー消費性能基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）の項の次に次のように加える。

B E L S に基づく評価書の交付を受けた場合（建築物エネルギー消費性能基準に適合した評価を受けたものに限る。）	B E L S に基づく評価書の写し
---	--------------------

様式第 1 号を様式第 1 号の 5 とし、同様式の前に次の 4 様式を加える。

（第一面）
軽微変更該当証明申請書

年 月 日

亀山市長 宛て

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名
設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第3条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合判定通知番号】 第 号

【適合判定通知書交付年月日】 年 月 日

【適合判定通知書交付者】

（本欄に記入はしないでください。）

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄
年 月 日	年 月 日
第 号	第 号

備考 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

様式第1号の2（第2条の3関係）

軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

様

亀山市長 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要

（注意）この証明書は大切に保管してください。

取下げ届

年 月 日

亀山市長 宛て

住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）
届出者
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

下記により提出（申請）した計画書（申請書）を取り下げるので届け出ます。

記

- 1 提出（申請）した規定
 - 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第2項
 - 亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第2条の3第1項
- 2 提出（申請）年月日
年 月 日
- 3 提出（申請）に係る建築物の位置
- 4 取下げ理由

様式第1号の4（第2条の5関係）

記載事項等変更届			
			年 月 日
<p>亀山市長 宛て</p> <p style="text-align: center;">住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地） 届出者 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）</p> <p>下記に係る工事は、下記の理由により計画書（申請書）の記載事項を変更したので届け出ます。</p>			
変 更 の 内 容	建築主等の住所 氏名・名称	新	
		旧	
	その他の変更	新	
		旧	
適合判定通知書年月日番号 又は 軽微変更該当証明書年月日番号		年 月 日 第 号	設計者 住所 氏名 電話
主 要 用 途			
建 築 場 所			
変更理由			
受 付 欄		備 考	

様式第4号中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第36条第1項」を「第41条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改める。

様式第6号中「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第36条第2項」を「第41条第2項」に改める。

様式第7号中「第33条」を「第38条」に改める。

様式第8号中「第34条」を「第39条」に、「第37条」を「第42条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（次項において「旧規則」という。）の様式により既に提出されている用紙は、この規則による改正後の亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の様式により提出された用紙とみなす。

3 この規則の施行の日前に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。